

弾道ミサイル発射に伴う落下物への対応要領

平成29年8月17日付け危防第240号で熊本県知事公室危機管理監班より「北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する対応及び弾道ミサイル発射に伴う落下物への対応要領について」で以下の趣旨の通知がありました。生徒・保護者の皆さんも御一読のうえ、自分の身を守る行動をお願いします。

Jアラート等（政府より）による情報伝達

○ミサイル発射情報・避難の呼び掛け

（1）弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があるとは判断した場合

弾道ミサイルが発射された旨の情報を伝達し、避難を呼びかける。屋外にいる場合は、近くの丈夫な建物や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

（2）弾道ミサイルが日本の領土・海域に落下する可能性があるとは判断した場合

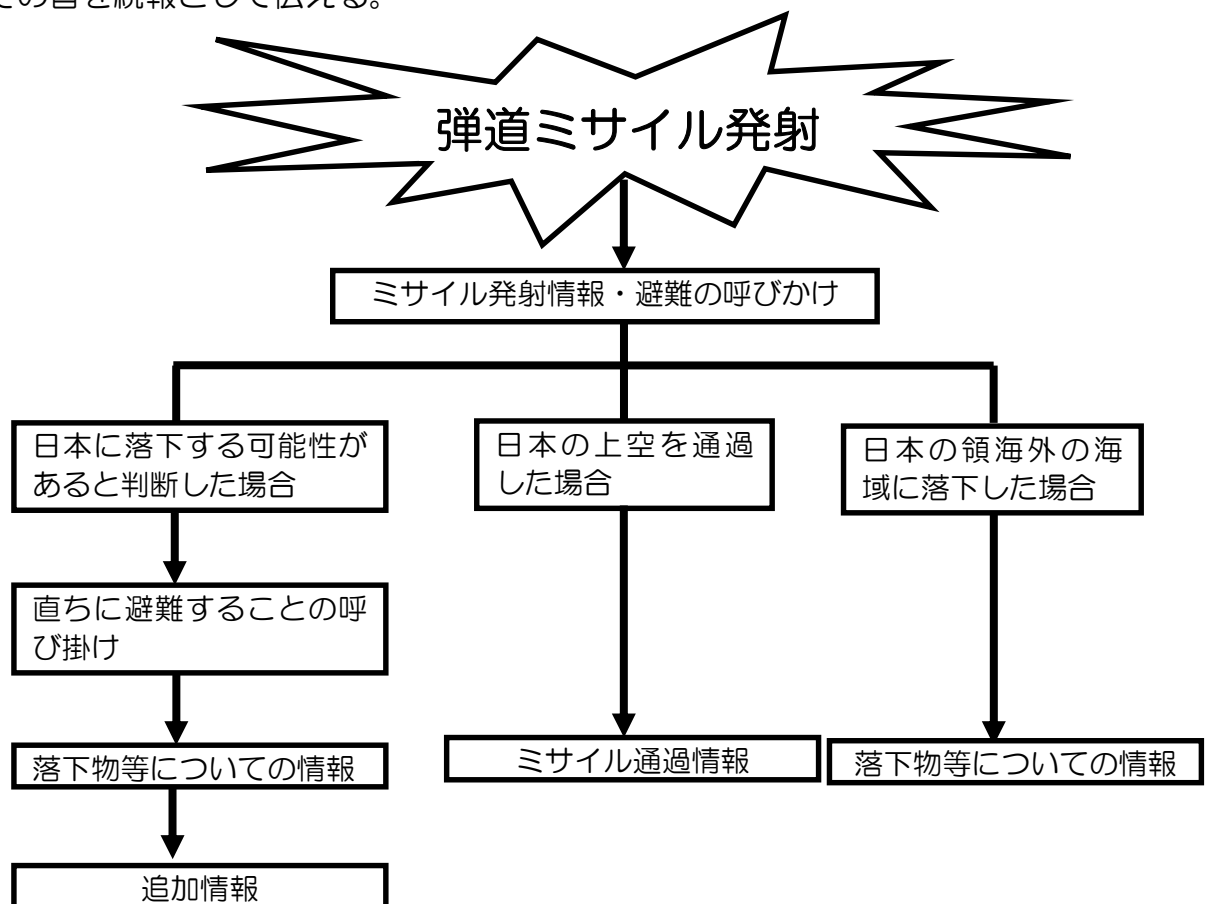
続報として、直ちに避難することを呼び掛ける。屋外にいる場合は、近くの丈夫な建物や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。また、近くに適当な建設物等がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。なお、屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

（3）弾道ミサイルが日本の領土・海域に落下したと推定された場合

落下場所等について知らせる。続報を伝達するので引き続き屋内に避難する。

（4）弾道ミサイルが日本の上空を通過した場合と、日本まで飛来せず、領海外の海域に落下した場合

その旨を続報として伝える。



(5) 授業中に Jアラートが鳴った場合

直ちに緊急放送を入れる。(教頭・事務長)

授業担当者は、緊急放送に従い生徒の安全対策を第一に行動する。

- ・窓ガラス付近や、蛍光灯の真下にいる生徒は、中央に移動し、机の下に身を隠す(頭部を保護する)

(6) 登下校中に Jアラートが鳴った場合

直ちに頑丈な建物に避難する。頑丈な建物がなかった場合は、窪地(排水溝等)を見つけ、体勢を低くし、頭部を保護する。

なお、平成 29 年 8 月 29 日(火)の知事公室危機管理防災課班より「弾道ミサイル落下情報連絡体制の行動について」の資料が配付され、身を守る行動について周知するよう次のように通達がありました。

○弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか 10 分もしないうちに到達する可能性がある。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報を知らせる。

①速やかな避難行動

②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち付いて行動してください。

(例) Jアラート

直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。

○メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動する。

・屋外にいる場合

できる限り丈夫な建物や地下に避難する。

・建物がない場合

物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

・屋内にいる場合

窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

○近くにミサイルが落下した場合

・屋外にいる場合

口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上に避難する。

・屋内にいる場合

換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして屋内を密閉する。

これらの通知・通達を受けて生徒全員に別添 pdf「弾道ミサイル落下時の行動について」を配布して注意喚起を図っています。